教 学 指 第 353号 令和5年(2023年)5月23日

枚方市立義務教育諸学校 教科用図書選定委員会委員長 様

枚方市教育委員会

教育長 尾川 正洋



諮問書

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例第3条第1項の規定により、下記の事項について諮問します。

諮問事項

(1)令和6年度使用教科用図書の選定に関する事項について

諮問理由は別紙のとおり

別紙

(1)令和6年度使用教科用図書の選定に関する事項について

【諮問理由】

令和5年度は、令和6年度から使用する小学校教科用図書の全ての種目について、採択する年である。

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものである。このため、教科書採択は、採択権者である教育委員会の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことが必要であり、採択権者が適切に採択することができるように、教科等ごとの資料を充実したものにする必要があることから、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問するものである。